

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	執行機関名 芦屋町教育委員会
2. 都道府県名	福岡県	
3. 市区町村名	芦屋町	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)	知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.ashiya.lg.jp/	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	芦屋町立学校児童生徒就学援助規則(昭和36年8月1日教育委員会規則第1号)就学困難な児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則を定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第四項 芦屋町立学校の児童生徒に係る就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金に関する法律(平成二十二年法律第十八号)	芦屋町立学校児童生徒就学援助規則(昭和36年教育委員会規則第1号)第一条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき芦屋町立の小学校及び中学校に在学する児童生徒(学校教育法第18条に規定する「学齢児童」及び「学齢生徒」をいう。以下「児童生徒」という。)及び中等教育学校前期課程に在学する芦屋町在住の学齢生徒のうち、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者(学校教育法第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。)に対し、必要な援助を与え義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		芦屋町立学校児童生徒就学援助規則(昭和36年教育委員会規則第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	芦屋町立学校児童生徒就学援助規則(昭和36年教育委員会規則第1号)第3条第2項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(ただし医療費は除く)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	給付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	芦屋町立学校児童生徒就学援助規則(昭和36年8月1日教育委員会規則第1号)第2条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等に係る市町村民税に関する情報	保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	芦屋町立学校児童生徒就学援助規則(昭和36年8月1日教育委員会規則第1号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に起債された住民票関係情報	保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報